

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
カーボヴェル デ	食糧援助に関する日本国政府との カーボヴェルデ共和国政府との 間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	370,000千円 H22. 3.31まで	H21. 3.27 ダカール (セネガ ル) で (同日)	日本側 齊藤隆志在カーボ ヴェルデ大使 (セネガル にて兼轄) カーボヴェルデ側 ラウル ・ ジョルジュ・ザエラ・ クルーズ・バルボサ在セ ネガル カーボヴェルデ 大使	H21. 4.14 207号
カーボヴェル デ	サンテアイア島給水計画のため の贈与に関する日本国政府とカ ーボヴェルデ共和国政府との間 の交換公文	サンテアイア島給水計画を実施するために必要な生産 物及び役務の購入	829,000千円 H22. 3.31まで	H21. 3.27 ダカール (セネガ ル) で (同日)	日本側 齊藤隆志在カーボ ヴェルデ大使 (セネガル にて兼轄) カーボヴェルデ側 ラウル ・ ジョルジュ・ザエラ・ クルーズ・バルボサ在セ ネガル カーボヴェルデ 大使	H21. 4.14 208号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。